

埼玉県における地租改正事業の実施態勢

兼子順

はじめに

明治六年（一八七三）七月に地租改正法が布告されるが、各府県で地租改正事業が本格化していくのは、明治八年三月に国の統轄機関として地租改正事務局が設置されて以降である。とりわけ、関東地方の事業実施は全国的展開のなかでとくに難関と考えられ、後回しとされた。⁽¹⁾そのため、関東諸府県の調査事務は、地租改正事務局が主導し、慎重に取り組まれ、九年三月には「関東八州地租改正着手ノ順序」⁽²⁾という特別の布達まで出されている。

関東諸府県の耕地地租改正事業の進行状況についてみると、着手は千葉・茨城が明治六年と早く、東京・神奈川が七年、栃木が八年、埼玉・群馬が九年とバラツキがあつたが、竣工は足並みをそろえ十一年となっている。地租改正事務局の発足後、直接統制下に統一的に施行された結果であるとされる。⁽³⁾埼玉県は、関東諸府県のなかでも短期間に事業が順調に進行している。また、改租結果が全国でも稀な増租県でありながら、地主・農民の大きな抵抗が生じていないことから、政府方針に比較的従順であった県の一典型とされている。⁽⁴⁾

埼玉県の地租改正については、すでに多くの研究があり、自治体史等の成果もあり、実施過程や意義などが明らかにされている。⁽⁵⁾しかし、

全県あげての大事業であり、明治九年八月の熊谷県南部地域の引継ぎで事業規模も倍以上となり、その采配もかなり困難があつたと想像できるにもかかわらず、他県にみられる大きな騒動もなく、この難事業を無事進展するために、埼玉県がどのような態勢で取り組んでいったのか、具体的に示した研究はみあたらない。

そこで、本稿では、埼玉県の地租改正事業の実施態勢を明らかにしてみたい。

一 稟税課長「宮内公美」と地租改正掛「遠山正俊」

埼玉県の地租改正事業は、地券発行事業の終了する明治六年十二月に租稅課に「地租改正掛」が設置され、開始されている。⁽⁶⁾翌七年六月、租稅課長に権大属の宮内公美が就任し、その下に中属の遠山正俊がいた。地租改正事業は明治十四年までかかるが、この間事業の中心を担うのは課長宮内と地租改正掛遠山の二人といえる。

宮内公美は、文政五年（一八二三）五月十七日、埼玉郡平民の次男として生まれ、幕府代官の手代、手附、関東取締出役を務め、支配勘定となり、明治維新を迎える。⁽⁷⁾その後、明治五年一月神山県十等出仕となり、愛媛県権典事を務め、六年十月依願免職した。七年四月に埼

玉県傭出仕、同年六月権大属となり、租税課長兼出納課長に就任している。明治九年七月大属、同十年一月一等属となつた。

一方、遠山正俊は、弘化二年（一八四五）七月七日、羽前国西村山郡幸生村（現山形県寒河江市）に生まれ、旧名を徳太郎と称している。

幕府代官の手代を務め、明治元年（一八六七）四月旧幕府代官佐々井半十郎に属し、同年八月武藏国知県事山田一太夫下吏、翌二年正月同宮原中務附属、五月大宮県附属、七月同県少属に任じられ、大宮県は浦和県と改称され、同県の「租税方」を務めている。⁽⁹⁾ 浦和県が廃され、埼玉県が設置されると、四年十二月埼玉県十三等出仕となり、翌五年四月少属、明治五年末埼玉県官員表では租税課に配されている。同六年十二月中属、九年一月五等属、同年五月四等属となつている。

遠山については、明治五年四月に木更津県（千葉県）権参事の国司仙吉から白根多助に木更津県への採用を懇願されていることからみても、有能な官吏であつたことが窺える。

宮内公美と遠山正俊は共に旧幕府代官手代の出身であり、明治六年六月に、宮内が権大属に任じられ租税課長となつたのは五二歳、遠山が二八歳の時であった。その後、地租改正事業が整頓する明治十四年までの七年間は勿論のこと、宮内が明治十九年に退職するまで、近い職関係にあつた。

宮内は、明治十七年六月収税長兼収税課長となり、遠山も収税属に移り、十等官相当となつた。遠山は八月に収税課庶務掛長、その後、直税課長などを務め、明治二十六年十一月に四七歳で退職している。

この一人は、在職中に地租改正事業関連の褒賞が明治十一年六月・同十二月・十四年二月・十五年五月の四度あり、このことからも、二

人の地租改正事業における功績の大きさがわかる。

地租改正について、宮内は、明治二十四年九月に実施された「旧事諒問録」の問答で次のように答えている。⁽¹²⁾

明治六年埼玉県へ奉職し、地租改正に従事し、明治十年に耕宅地および池沼原野に至るまで、残らずできて伺が済みましたが、関東の府県は一番後れたので、改正局も調方が密になり、調方がむつかしくなりました。埼玉県では、第一に一村ごと一分一間の地図を作り、二に丈量、三に等級、四に収穫、五に石代相場と調べました。地図と丈量とは、作るに手数はかかりても論はなかつたが、等級に至つては、四隣の村々と権衡が合わぬ合うのと、甲村は是と乙村は非と争い、容易に纏まらず、よほど月日がかかりました。なれども埼玉県では官吏は仲裁するまでにて、すべて村吏老農に任せてやりましたで、官吏へ向かつての苦情はなくも、旧高でおよそ百万石ほどの地を一枚ごとに調べるので、掛り官員雇人にて百五拾余人の進退をしながら、四方から出る争論の場所へ出張して説き、出張しては説きするので、一時はこれは纏まる見据も付かず、辞そうと思ひますほどでありまして、昼夜心の休む事はありません。だが不思議に纏まりました。それというのも、県令が愚意を聴いてくれ、また白髪へ対し人民もだいたいのことは諾したのと考えます。

この内容から、県の事業実施の様子やむずかしさがよくわかる。特に、宮内は、事業の成功の鍵が県令白根多助の存在にあつたと考えている。白根自身も毛利藩や山口県で民政官を務め、埼玉県在職中も民政に入れ、なかでも地租改正事業は最も意を注いだ事業とされる。⁽¹³⁾

しかし、事業実施の実務の面では、宮内・遠山の二人に負うところが大きかつたと考えられる。

二 熊谷県における事業の実施と態勢

熊谷県では、壬申地券発行事業が明治六年十二月にはほぼ終了しているが、地租改正事業の着手は、明治八年半ばになつてからである。明治八年九月九日に熊谷県権令楫取素彦は地租改正事務局總裁大久保利通にあて次の伺を提出している。⁽¹⁴⁾

地租改正期限之義、太政官第百五十四号ヲ以御差定ニ相成候ニ付テハ早々着手可仕、然ルニ本県管下之義ハ武藏、上野両国ニ通、計反別大約十六万町歩、村数二千四百六十余、南北三十三大区ニ区画シ、諸般事務取扱來候義ニ有之、此平均一区ニ付反別四千八百四十町歩、村数七十四ヶ村余、數区広狭地熱之難易ハ素ヨリ不拘候得共、凡ニ見平均全管内へ出張所廿二ヶ所ヲ設ルモノト仮定、出張所一ヶ所ニ付村数百十一ヶ村、反別七千二百七十二町歩余、一ヶ所毎ニ官員三人宛分配、実地丈量ノ指揮、地価吟味ノ手数、其他百般担当スルモノトシ、通計人員六十六人程必要ニ有之、尤租稅課中之官員ヲモ交へ使用可仕ハ勿論、精々減員尽力可為被仕トハ候得共、本庁モ御座候義ニ付前記人員六十六人改正事務竣工迄之処増置候様仕度、但内三十三人ハ十二等官、三十三人ハ等外吏之積、一時雇上ヶ等ハ臨時適宜見計へ使用可仕ニ付、給料別途差出方相成候様仕度、此段相伺候也

九月九日

熊谷県権令楫取素彦

地租改正事務局總裁大久保利通殿

埼玉県における地租改正事業の実施態勢（兼子）

この伺に、地租改正事務局からどのような指令が出たか不明であるが、人員不足の分を雇上で対応しようとする状況がわかる。

明治八年九月の「熊谷県職員分課一覽表」⁽¹⁵⁾では、租稅課の掛として地租改正掛があり中属池原敏政が配され、外に同課常務掛の中属加藤重信と、庶務課常務掛の中属大木親の二名が「地租改正掛」兼務となつてゐる。七か月後の翌九年四月の「同一一覽表」⁽¹⁶⁾では、【表1】のとおりとなる。租稅課は第三課となり、掛が「地租改正兼常務」と「地租改正兼地理」に改められ、常務掛と地理掛が地租改正掛を兼務する体制となり、引き続き第一課庶務の常務掛の中属大木親が「地租」兼務となつてゐる。人数としては、「地租改正兼常務」が三三人、「地租改正兼地理」が二〇人、第一課の大木を加え、五四人の態勢である。明治八年九月に比べ、常務・地理・地租改正の合計人数は九人の増となつてゐる。熊谷県が地租改正事務局に提出した伺とは大きく異なり、大幅な増員はなく、兼任と九人の増員で事業を実施している。

熊谷県では、明治八年十月三十一日に「地租改正着手心得書」を県下に布達してゐる。そして、十二月には、「地租改正人心得書」と「告諭書」を布達し、地租改正惣代を各大区に一人ずつ任命した。⁽¹⁷⁾また、翌九年二月、各町村に事務担当人を置き、地押丈量を開始した。同月、県は地図及び地引帳の提出期限を四月三十日とする布達を出した。四月には、県下十一か所に大区担当の地租改正事務取扱所を設け、県掛官が出張して事務を取り扱うこととした。しかし、提出期限の四月中には、ほとんどの村が完了せずの状況であつた。

熊谷県では、明治九年八月県南部地域の埼玉県への引渡しにあたり、地租改正事務については、「現今着手之儘持区官吏トモ名簿ヲ以テ御

【表1】熊谷県地租改正担当一覧（明治9年4月）

課	名	掛名	中属	権中属	少属	権少属	史生	県掌	等外一等	等外二等	等外三等	等外四等
第一課 庶務	常務(1人)	大木親										
第三課 租税	地租改正 兼常務 (33人)	染谷尚行 加藤重信 糸井繁太郎 平塚重信 木村保長 近藤正義 中島賀茂	小橋徳基 永井彰善 柴田直達 大橋温 夏目信方 木村保長 石井正常 大竹貞時 開谷東一郎	宮田信敬 中村守廉 木川正胤 櫻山創之助 鈴木由哲 高梨寛三	森脇真 小松源吉 浅見朝太 鈴木由哲	大井田義路 吉田広吉 杉田安吉	吉田広吉 杉田安吉	高橋又治 横谷友直	加藤改作 後藤畦三 岸野鎧太郎 加藤隆次郎 菊田忍 柿沼梁太郎	古利德英 中村武 久米登平 宮島俊総 土橋武美 小針益次郎	宮島留吉 田村善雄 石田永淑 白石市太郎	
	地租改正 兼地理 (20人)	池原敏政										

明治9年4月10日「熊谷県職員分課一覽表」（鈴木庸家文書9219）より作成。

引渡可申事」¹⁸⁾といし、諸書類引渡目録に地租改正掛書類一八七一冊他が記載されている。¹⁹⁾ 熊谷県南部地域引渡しにむなゝ、書類ばかりでなく、持区担当官吏も埼玉県に異動させていく。

II 埼玉県における事業の実施と態勢

埼玉県における壬申地券発行事業は、明治六年十一月に終了し、同

月二十八日より、「地券掛」に代わり「地租改正掛」から布達が出されるようになる。明治七年一月の埼玉県庁租税課事務掌程には、「第三課の地租改正掛の事務として「地租改正及地券調査ノ事ヲ担当ス」とある。しかし、民情に地租改正を租税増加のためと疑惑があり、事業をすぐに着手できなかつた。そのため、県は民心を鎮静することを第一じし、区戸長から戸戸²⁰⁾とに説諭を行わせた。七年二月九日付の告諭書も準備されたが、先送りとなつていて。八年三月、民心が落ち着い

たじして、管下に告諭書及び「地租改正ニ付人民心得書」も、立会人・顧問人・鑑定人等の任命について布達した。そして、四月には、各区の中から一〇人の地租改正御用掛を任命し、丈量検査・事業の説諭など県と町村との調整に当たらせた。各区では地租改正担当の副区長も決められ、各町村では立会人が選ばれた。五月には各区村々地租改正調惣代が各区二名ずつ任命されている。

県下の多くの村は、八年四月から五月にかけて地押丈量に着手したが、進捗状況はあまり順調とはいえなかつた。このため県は、九月に督促の布達を出すとともに、提出期限を八年十一月とし、各村に担当人を選定することを命じている。また、十月には各区に地租改正調惣代を任命し、事業推進の体制を強化した。しかし、地押丈量は期限の十一月になつても終了せず、この頃に着手し始めた村も多かつた。翌九年四月八日に実地丈量検査のため当分地租改正取調出張所を粕

壁宿と行田町に設け、一層尽力期限内成功を各区関係者に通達した。⁽²¹⁾

明治九年一月十九日、第三課の分掌が改正され、その陣容は【表2】のとおりである。分掌が五つに分かれ、第一分掌が「地税及地租改正ノ事務」となっている。そして、九年一年間の第三課一分掌の人事異動を示したのが、【表3】である。三月から五月にかけてと八月に備出仕の増員が行われている。また、八月に旧熊谷県南部地域の引継に伴い、九月に異動がある。また、同月少属等六人の増員があり、その後も備出仕は増員されている。特に、注目されるのは、十月に県内の戸長などを備出仕として採用していることである。

地押丈量が続くなか、九月二十五日、県は地租改正関係者を県庁に

招集し、県令白根多助から直接、地位等級調査の着手を命じ、二十七日には「地位等級定方人民心得書」を県下に布告した。調査の手順、地位等級の決定などの指示があつた。

また、十月二十一日付けで第一（勧業）課長と第六（出納）課長を兼務していた第三（租税）課長の宮内公美を地租改正完了まで兼務免除とし、地租改正業務に専念させている。旧熊谷県南部地域引継に伴う事務の増加により、第三課一分掌の人員は九年一月の一九人から翌十年一月には三三人に増員している【表4】。

九月十月から十一月にかけ、「等級調査区吏員心得書」の指示に基づいて、模範組合が編成された。組合内の調整と諸般事務を取り扱う

【表2】埼玉県第三課分掌職員表（明治9年1月）

分掌	大属	中属	権中属	少属	権少属	十四等出仕	十五等出仕	等外一等	等外二等	等外三等	備出仕
一分掌 地税及 地租改正	宮内公美 (兼第六課長)	遠山正俊 (兼三分掌) 竹中周則 (兼四分掌)	竹川寿蔵 岩田幸永 伊藤栄 関根教正 市川通誠 島田章	梅村直政 小幡忠篤 菅波貞 奈良勇義 島田章	奥田定祇 荒木度三	井上清一 藤田礼経	岡野正之助 吉田節澄 長谷部益吉 小島吉左衛門 伊藤正治 加藤真 田口義礼 永田錦之丞	鈴木国太郎 藤田礼経	岡野正之助 吉田節澄 長谷部益吉 小島吉左衛門 伊藤正治 加藤真 田口義礼 永田錦之丞	岡野正之助 吉田節澄 長谷部益吉 小島吉左衛門 伊藤正治 加藤真 田口義礼 永田錦之丞	岡野正之助 吉田節澄 長谷部益吉 小島吉左衛門 伊藤正治 加藤真 田口義礼 永田錦之丞
二分掌	地券	平野政信 (兼一分掌)	三好義一	丸山吉正 (兼一分掌)		草刈十蔵 羽山造治 永谷代勝 松本勝美					
三分掌	土木營繕	大塚広孝				吉田等 小野田美明 松田松三					
四分掌	雜稅		清水義彰 秋元典幸			坂口信吉		坂井安五郎 飯田銀吉	水野常祐		
五分掌	地稅雜稅收入			飯島道直 伊藤益盈			酒井信政	水谷又左衛門			

埼玉県行政文書明230 「明治9年 埼玉県庁日誌」 1月19日の頃より作成。

【表3】明治9年埼玉県第三課一分掌人事異動一覧

月日	職	氏名	備考
3/13	傭出仕(10円)	和田文次郎	
3/20	十五等出仕	井上清一	
	等外一等出仕	吉田節澄	傭出仕
3/22	傭出仕(6円)	四宮精一	
3/27	傭出仕(5円)	松永武英	
3/28	傭出仕(25円)	小長谷直行	
3/31	傭出仕(12円)	田中信	
4/10	傭出仕(20円)	山田俊次郎	
	傭出仕(10円)	矢都木隆方	
5/13	傭出仕(12円)	山根信吉	
5/29	傭出仕(8円)	関根栄寿	
	傭出仕(5円)	大島潤三	
6/14	柏谷支庁詰へ	竹川寿蔵	少属
6/19	傭出仕(25円)	小原広民	
6/21	傭出仕(20円)	渡辺綱倫	
6/29	傭出仕(20円)	杉本保寿	
8/14	傭出仕(8円)	池内中助	
	傭出仕(6円)	土屋武治	
8/15	傭出仕(20円)	中川義成	
8/16	傭出仕(10円)	徳屋敬典	
8/17	傭出仕(7円)	田代周吉	
8/18	傭出仕(20円)	石川清	
	傭出仕(10円)	富田信貞	
8/22	傭出仕(7円)	内田三吉	
	傭出仕(6円)	平岡毅	
8/24	傭出仕(20円)	藤山重発	
8/25	傭出仕(15円)	茂呂田房正	
	傭出仕(15円)	野村元務	
9/1	等外一等出仕	杉田安吉	群馬県
	等外二等出仕	中村武	群馬県
	等外二等出仕	横谷友直	群馬県
	等外三等出仕	菊田忍	群馬県
	等外三等出仕	加藤改作	群馬県
	等外三等出仕	古和徳英	群馬県
	等外四等出仕	田村善雄	群馬県
	傭出仕(6円)	神林権曹	群馬県
	傭出仕(6円)	水谷輝之	群馬県
	傭出仕(6円)	梅岡政喜	群馬県
	傭出仕(6円)	松沢利義	群馬県
	傭出仕(5円)	松本敏郎	群馬県
	傭出仕(5円)	江草克毛	群馬県
	傭出仕(5円)	那須丈太郎	群馬県
	傭出仕(5円)	阿部遠曹	群馬県
	傭出仕(5円)	羽田勤務	群馬県
	傭出仕(5円)	斎藤恒司	群馬県
	傭出仕(5円)	植松隆作	群馬県
	傭出仕(5円)	山川岩雄	群馬県
	傭出仕(5円)	土屋彦三	群馬県
	傭出仕(5円)	富取近蔵	群馬県
	傭出仕(5円)	長橋以之	群馬県
	傭出仕(5円)	田沢重行	群馬県
	傭出仕(5円)	中野寛	群馬県
	傭出仕(3円)	鳥羽聖敬	群馬県
	傭出仕(3円)	小谷野鉱太郎	
	傭出仕(3円)	永井久橘	
	傭出仕(3円)	横谷良太郎	
9/9	免職	大島潤三	
9/16	免職	関根栄寿	
9/21	少属	大橋温	群馬県
	權少属	山田則忠	群馬県
	權少属	大竹貞時	群馬県
	十四等出仕	宮本越郎	群馬県
9/25	少属	小長谷直行	傭出仕
	權少属	山田俊太郎	傭出仕
	權少属	渡辺綱倫	傭出仕
	權少属	杉本保寿	傭出仕
	權少属	石川清	傭出仕
	十四等出仕	増山忠道	
月日	職	氏名	備考
9/25	等外三等出仕	伊藤正治	傭出仕
9/27	傭出仕(30円)	望月保興	
	傭出仕(30円)	秋山久成	
	傭出仕(15円)	増井保久	
	傭出仕(10円)	石川四方介	
9/28	傭出仕(15円)	松下親一	
	傭出仕(15円)	都筑原	
10/7	傭出仕(12円)	蓮見辰造	
10/10	傭出仕(12円)	多久正忠	
10/16	傭出仕(20円)	野村詢三	
10/17	傭出仕(15円)	小山太郎	県社鷺宮神社祠官
10/20	傭出仕(20円)	西脇時治	
10/21	大属	宮内公美	第二課、第六課業務免除
	傭出仕(12円)	田口実	
	傭出仕(15円)	宇田川孫蔵	第1区副区長
10/23	等外四等出仕	加藤真	傭出仕
	当分補助	服部興讓	第五課傭出仕
10/26	傭出仕(15円)	岡田正康	第23区蕨宿戸長
	傭出仕(15円)	新井荻右衛門	第13区弥勒村戸長
	傭出仕(15円)	新井善平	第10区鷺西町地租改正課憲代
	傭出仕(15円)	吉田彦省	第17区寺谷村外ヶ村戸長
	傭出仕(15円)	福島権兵衛	第17区鴻巣宿副戸長
	傭出仕(15円)	島田仙左衛門	第17区鴻巣宿戸長
10/27	傭出仕(15円)	榎本基治	第18区鎌家村戸長
10/28	傭出仕(12円)	加藤政武	
10/30	傭出仕(12円)	土田義和	
	傭出仕(12円)	内田寿礼	
11/6	傭出仕(20円)	田辺忠道	
	傭出仕(15円)	橋本隆宗	
	傭出仕(15円)	須田守三	
	傭出仕(12円)	伊庭秀興	
	傭出仕(12円)	今井田義光	
	傭出仕(6円)	水谷藤太	
	免職	島田仙左衛門	
11/7	熊谷支庁詰へ	梅村直政	權少属
	熊谷支庁詰へ	田口義礼	等外一等出仕
	熊谷支庁詰へ	秋山久成	傭出仕
	熊谷支庁詰へ	四宮精一	傭出仕
	傭出仕(25円)	長沢為恭	
	傭出仕(20円)	飯尾泰	
	傭出仕(12円)	加藤政義	
	傭出仕(10円)	岡田新	
11/8	傭出仕(10円)	折原信忠	
11/9	傭出仕(15円)	八戸鬼久之助	
11/10	傭出仕(15円)	森純忠	
	免職	小谷野鉱太郎	
11/11	傭出仕(12円)	石神禎助	
11/13	傭出仕(10円)	伊藤泰三郎	
	傭出仕(12円)	吉田為行	
11/17	熊谷支庁詰へ	和田文次郎	傭出仕
11/20	傭出仕(15円)	岡田稔	
	傭出仕(10円)	山下信忠	
11/21	傭出仕(10円)	小山安定	
11/24	傭出仕(15円)	鈴木直方	
11/29	傭出仕(12円)	篠原善蔵	
	傭出仕(8円)	松井寛	
	傭出仕(20円)	長谷部政連	
12/4	免職	福島権兵衛	
12/5	傭出仕(20円)	永井貞義	
	傭出仕(10円)	鶴見愛孝	
12/18	傭出仕(12円)	林政房	
12/19	傭出仕(10円)	山田為安	
12/26	少属	小原広民	傭出仕
	十五等出仕	杉田安吉	等外一等出仕
	等外一等出仕	中村武	等外二等出仕
	等外二等出仕	加藤改作	等外三等出仕
10/27	職免	徳屋敬典	

埼玉県行政文書明230「明治9年 埼玉県庁日誌」より作成。職欄の()内は傭出仕の月給額。

【表4】埼玉県第三課分掌担当一覧（明治10年1月）

分掌	一等属	五等属	六等属	七等属	八等属	九等属	十等属	等外一等	等外二等	等外三等	等外四等	傭出仕
一分掌	宮内公美 (兼第六課長)	遠山正俊	竹中周則 (兼二課)	関根教正 伊藤栄 小長谷直行	岩田幸永 大橋温 小原広民 菅波貞 島田章 大竹貞時 山田俊次郎 石川清 渡辺綱倫	山田則忠 布施忠廉 杉本保寿 奥田定祇 荒木度三 増山忠道	井上清一 木村勝十 中村武	吉田師澄 加藤改作 伊藤忍 古和徳英	岡野正之助 木村善雄 加藤留吉 永田錦之丞	田村善雄 小山太郎 矢都木隆方 伊藤泰三郎	服部興譲 永田錦之丞	外 地租改正掛63人
二分掌												
三分掌												
平野政信												
三分掌												
四分掌												
五分掌												
熊谷支庁詰												

埼玉県行政文書明269 「明治10年 埼玉県県庁誌」 1月24日・25日の条より作成。

組合村々代理人二、三人を選出した。県下には八九の模範組合が設定された。また、各村では、十一月から十二月に村内の地主惣代人を数人投票で選出した。また、十一月十一日には、旧埼玉県域の地租改正担当の副区長と、旧熊谷県域の各小区副区長を地租改正顧問兼鑑定人心得に任命した。²²この時、旧埼玉県で八年に任命した地租改正御用掛は十二月十三日に解職とした。²³

模範組合編成と同時に、旧熊谷県地域は地押丈量が遅れていたため、国の検査を受けなければならず、十一月一日には、【表5】のとおり

大区を七グループに分け、県官を熊谷駅で分派している。この構成員をみると、埼玉県職員録等で判明する官職は県属・等外出仕・傭出仕・日給雇であり、不明の者は日給雇とみられる。また、各グループには戸長などから登用された傭出仕が含まれている。

丈量清検について第一大区を例にみると、検査は十一月から十二月にかけ実施され、第一大区担当者以外も参加し実施されている。模範村についても地位等級調査が終了すると、地租改正事務局員・県掛官が出張して、組合村々の役員立会のうえで検査を行つた。検査

【表5】旧熊谷県分実地丈量検査担当表
(明治9年11月2日熊谷駅にて分派)

区名	担当名	職
第一大区	布施忠廉	権少属
	鈴木国太郎	等外二等
	佐立忠勝	
	村上賢治	
	斎藤喜四郎	
	吉見直清	
	草加村区長	傭出仕
第二大区	宇田川孫三	
	島田章	権少属
	岡野正之助	等外三等出仕
	井田春太郎	
	篠田勝吉	
	丸山与	日給雇
	横谷良太郎	傭出仕
第十三区弥勒村 区長	第十三区弥勒村 区長	傭出仕
	新井荻右衛門	
第七大区	大橋温	少属
	池内中助	傭出仕
	遠藤太十郎	
	千葉弼忠	
	磐井安尾	
	新井和三郎	
	岡田正康	傭出仕
八大区 第九大区	大竹貞時	権少属
	中村武	等外二等出仕
	長谷川又吉	
	矢島保定	
	沢田勝利	
	鈴木清右衛門	
	第十七区寺谷村 吉田彦省	傭出仕
第五大区 第六大区	吉田秀実	
	山田則忠	権少属
	横谷友直	等外二等出仕
	鈴木信三	日給雇
	長谷川越治	
	若林盛弼	日給雇
	中西市太郎	
第三大区 第四大区	門田武平	
	十八区領家村 榎本基治	傭出仕
	荒木度三	十四等出仕
	杉田安吉	等外一等出仕
	武藤泰親	
	中久喜信右衛門	
	荒井文彌	
第十一大区	中島保定	
	島田権兵衛	
	相田正造	
	平野政信	中属
	吉田師澄	等外一等出仕
	一円守保	
	田島友太郎	
鈴木(庸)家文書3204「叢書」より作成。 職は、職員録、履歴などで判明するものを記載。	鈴木法一	
	三島省吾	
	秋元三千雄	日給雇
	第十区騎西町 新井善平	傭出仕

は、九年十二月にほぼ終了し、県は翌十年一月から模範村相互の地位等級比較調査が行われた。この比較調査の結果、模範組合間の不均衡が明らかとなり、二月十二日区長の中から六人の地租改正顧問人を選び【表6】改めて地位等級の調査に当たらせた。「爾后属巡回改租関渉之要務各区ニ莅モ諸般打合可有之候ニ付、渾テ懇切ニ稟議シ事務相運ビ候様、俱々尽力可有之」と達している。

しかし、調査は順調に運ばなかつたため、六月二十五日顧問人を兼務から専務とするとともに、新たに区戸長の中から一八人の地租改正大惣代を選出して【表7】調査や各村間の調整に当たらせた。

また、各模範組合の表級表、比較表の提出期限を六月末から七月にかけてとしたが、提出は遅れ、七月二

【表6】地租改正顧問人一覧 (明治10年3月12日)

氏名	役職	住所
倉田春平	第十八区区長	足立郡元郷村
内田立輔	元第八区副区長	埼玉郡所久喜村
羽鳥石雄	元第二十三区副区長	足立郡弥兵衛新田
鈴木庸行	第一大区七小区副区長	比企郡宮前村
野口宣銳	第五大区七小区青山村戸長	比企郡青山村
権田健長	第八大区二小区副区長	幡羅郡三ヶ尻村

埼玉県行政文書明3706等より作成。

【表7】地租改正大惣代一覧 (明治10年6月24日)

氏名	役職	住所
諸木弥十郎	第一区区長	足立郡(谷古宇村)
高橋庄右衛門	第二区区長	足立郡(原島村)
斎藤誠次右衛門	第五区区長	埼玉郡(岡泉村)
中村元治	第七区区長	葛飾郡幸手宿
池田鶴平	第八区区長	葛飾郡栗橋宿
島崎新五右衛門	第十六区区長	埼玉郡下忍村
福島耕助	第十七区区長	足立郡大間村
岡田正徳	第二十三区区長	足立郡蕨宿
関口桂斎	第二十五区区長	下総国葛飾郡深輪村
坪井久兵衛	第十二区水理掛	埼玉郡間口村
莊惟善	第二大区七小区副区長	新座郡橋戸村
田中七郎	第三大区六小区副区長	入間郡中富村
長谷川五郎平	第四大区二小区副区長	高麗郡柏原村
峰岸重行	第五大区八小区副区長	比企郡平村
原照胤	第七大区四小区副区長	横見郡一ツ木村
原口又二	第八大区六七小区副区長	幡羅郡西別府村
松村遙	第九大区九小区副区長	児玉郡金屋村
白毛周藏	第十一大区一小区副区長	秩父郡飯田村

鈴木(庸)家文書3204「叢書」より作成。

【表8】 地位等級検査分割表（明治10年7月）

担当区	大部担当	小部担当	顧問人	大惣代
第1区～第7区 第25区	小長谷直行 (七等属)	丸山吉正 (八等属) 荒木度三 (九等属) 木村勝十 (十等属) 杉田安吉 (等外一等) 中村武 (等外二等) 中村俊用 (傭出仕) 稻垣広成 (傭出仕)	倉田春平	高橋庄右衛門 斎藤誠次右衛門 関口桂斎
第8区～第17区	島田章 (八等属)	石川清 (八等属) 奥田定祇 (九等属) 尾崎一成 (傭出仕) 長谷部正連 (傭出仕) 森純忠 (傭出仕)	権田健長	中村元治 池田鴨平 島崎新五右衛門
第18区～第24区	関根教正 (七等属)	土田義和 (傭出仕) 横山順孝 (傭出仕) 田口実 (傭出仕) 折原信忠 (傭出仕)	野口宣銳	諸木弥十郎 福島耕助 島村幸内
第1大区～第3大区	菅波貞 (八等属)	増井保久 (傭出仕) 永井貞義 (傭出仕) 新井善平 (傭出仕) 高沢礎右衛門 (傭出仕)	内田立輔	莊惟善 坪井久兵衛 田中七郎
第4大区～第6大区	山田俊次郎 (八等属)	榎本基治 (傭出仕) 宇田川孫藏 (傭出仕) 吉田彦省 (傭出仕) 内藤寛輔 (傭出仕)	羽鳥石雄	長谷川五郎平 峰岸重行 白毛周藏
第7大区～第11大区	伊藤栄 (七等属)	布施忠廉 (九等属) 増山忠道 (九等属) 岡田正康 (傭出仕) 新井荻右衛門 (傭出仕) 伊庭秀興 (傭出仕)	鈴木庸行	原照胤 原口又二 松村遜

鈴木(庸)家文書3204「叢書」より作成。『新編埼玉県史 資料編19 近代・現代1』251～252頁。

十八日には、管下を六部に分け、遠山正俊と平野政信の二人は「全管ヲ巡視、大小部長ノ諮問ニ応へ、事務ノ緩急ヲ量リ竣成スル事ヲ專掌トス」⁽²⁵⁾ 大部長として七等属小長谷直行ほか五人、小部長に八等属丸山吉正ほか二九名を充て、各部に顧問人一人と大惣代三人を配し、部内の巡視を強化した【表8】。

八月二十二日には、甲乙模範比較村の比較表の作成順序を大惣代が協議して、「接壤比準製表順序」を作成した。地位等級の再調査は、九月現在まだ半分にも達していなかった。

地租改正事務局からの平均反当収穫見込高も決定され、県は、十年十一月二日地価算定の基準となる米麦相場を布達し、二十四日には地租改正関係役員を県庁に招集して、地租改正事務局収穫見込高の割当方法を協議させた。そして、地位等級の改正を県に一任となつた。⁽²⁶⁾ これをうけ県は、掛官数十人を調査に従事させ、翌十一年三月までかかり、新地租をはじき出した。しかし、新地租は旧地租に比してかなり増額となつたため、県内各地に不穏な情勢も生じた。県は、五月十二日説諭書を布告するとともに、県令白根多助自らが、同日から一ヶ月間をかけ、管内をすべて巡視して説諭を行い、各村へ収穫地価などを示して回った。その後、六月から七月にかけて各村は、県から示された基準に基づいて地位等級の収穫量と地価を調査し、地位等級別の反別と地価を集計した調書を県に提出した。

地租改正を担当する第三課一分掌の人員構成はわからないが、第三課全体の人員を埼玉県職員録でみると、明治十年二月は七三人、十一年一月は六二人、十二年一月には六二人、同年五月

には五一人と推移している。地租改正掛儲出仕の数も減少している。地租改正事業の収束にともない、第三課の人員も縮小されている。十一年一月の一分掌担当職員（表5）は、十二年一月の職員録でみると、ほとんど異動もなく、この期間地租改正事業に携わっていたとみられる。また、地租改正事業には、この他に日給雇が多数従事していたとみられるが、全体像はわからない。

四 地租改正儲出仕の採用

埼玉県の地租改正事業では、地租改正掛儲出仕が多数採用され、第三課一分掌補助として事業に従事している。明治十年一月の埼玉県日誌²⁸によれば、月給は三円から最高が二五円まで、一〇円から二〇円までの者が大多数である。採用は明治九年八月ごろから始まっている。九月に旧熊谷県からの储出仕も引継、十月には地元の村役人経験者などを採用し、翌十年二月の職員録に掲載されている数は六五人となっている。職員録への掲載はこの時から十二年五月までで、その後の職員録には地租改正掛儲出仕ばかりではなく储出仕の掲載もなる。この間に掲載されている地租改正掛儲出仕一一五人について、履歴や埼玉県庁日誌などから判明する就任・免職年月日・異動先・主な前歴などを一覧にしたのが【表9】である。

明治十年五月の六七人を最高にして、その後減少し、明治一二年一月には二五人となり、同年五月には三四人と増加している。

採用年月日をみると、九年と十年が多く、一年は少なく、一二年になるとまた増える。全期を通じて従事している者は一〇人と少なく、数か月で免職や異動する者もあり、常に補充の採用を行っている。採

用は、九年八月から翌十年前半までと、十一年後半から翌十二年前半までの二期にピークがあり、免職は十年中期から十一年中期がピークとなっている。

储出仕の前歴をみると、他県や旧幕府や旧藩の地方行政経験者が多く、なかには地租改正の完了した県の経験者もいる。また、県出身者では地券調査の時に従事した者や、名主・戸長・区長などの経験者を主に採用している。

12橋本隆宗は福岡県で、42土田義和は長崎県で、107国島孟治は茨城県で地租改正掛を務めていた。また、県内の区長、戸長などを務めた者では2新井荻右衛門・3榎本基治・17岡田正康・18新井善兵衛・19吉田彦省・33宇田川孫蔵・83加藤栄之助・94加藤志津右衛門・97江原詮道・98山崎代二郎がいる。2・3・17・18・19の五人は九年十一月二十六日・二十七日の採用であり、政策的に地元の事に精通した人材を登用したものとみられる。

地租改正掛儲出仕の採用には、県令白根多助も関係し、課長の宮内も白根に報告している。²⁹また、白根自身も地租改正の経験者の採用に努力し、芳川恭輔が白根に宛てた書簡には、「地租改正受合之仁」「旧県代官手付とも申者ニ而御座候哉、何ニしても巧者之由ニ御座候」とある。³⁰

地租改正掛の仕事はかなり大変であつたようで、楫取の世話で採用された储出仕の書簡には、「御そんじ之通り改正掛ハ至而繁務ニテ、早朝より日暮迄隨分困却仕候」とある。³¹ 储出仕の免職後についてみると、第三課（租税課）あるいは他課の储出仕、県や郡役所に登用される者も多く、租税課や土木課の属官や

出仕、また郡役所の書記になつてゐる。また、県をやめ、地元の町村長になるものもある。

傭出仕は月給であるが、地租改正掛には日給雇も採用されている。日給雇については、記録も少なく、どのくらいの数を動員したかは明らかでない。履歴等が残る日給雇は【表10】のとおりである。傭出仕と同様に他県の地租改正経験者など様々である。免職後に傭出仕や郡の書記や雇などに採用された人もすくなくない。

五 地租改正事業の終了

明治十一年十一月二十日、県は新税施行司を地租改正事務局へ提出し、局員有賀敬重らの検査を受け、同月二十九日改租が許可され、山林原野を除き地租改正は終了した。

山林原野の地租改正は、十一年四月ごろから始まり、十二年八月十九日「山林原野地価調査心得書」を布達し、十三年に改租事業を終了している。「府県地租改正紀要」³²によれば、埼玉県は、「本県ノ地租改正ハ明治九年五月ニ着手シ同十三年九月ニ至リ整頓ス」としている。

地租改正終了後、新地券が発行されるが、耕宅地が明治十三年、山林原野が十四年に終了している。地券の発行は郡役所で行なわれた。県では改租調査事業が一応終了した十一年六月二十一日に、従事した職員八六人に「改租調査方格別勉励ヲ賞シ」慰労金を賜与している（表11）。傭出仕は六一人と全体の七割を占め、調査における役割の大きさがわかる。また、傭出仕に日給雇が一五人含まれている。

十二月十日には、「改租事業中格別勉励遂に成功に至り勤勞不虧に依り」地租改正顧問人六名に賞金一〇円、同大惣代一四人に七円、同

総代人一八人に五円ずつを賜与している。³³また、同日、職員五九名に「地租改正の儀ハ部民の安危に係る重大の事業に候處、着手以来深く心思を尽し、其宣を得候より成功を奏し候段、勤労不虧に依り」賞金を賜与している（表11）。傭出仕三三人、日給雇一二人で、合わせて全体の約六割となつてゐる。地租改正事業調査の終了にともない、功績のあつた県官・傭出仕・日給雇ばかりでなく、地租改正顧問人・同大惣代・同総代人も褒賞されている。

同日付けで地租改正顧問人は解職とし、翌十二年四月五日、村々代理人も解職となつた。十二年十月地租改正掛の遠山正俊は租税課常務掛担任兼計査掛となる。³⁴

埼玉県職員録では、第二課の職員数が明治十一年一月五五人、五月四四人、同十三年七月三一人に減り、同十四年一月三八人、同年七月三一人となつてゐる。傭出仕については職員録への記載がなくなり、はつきりしないが、明治十三年中には、2新井荻右衛門・3榎本基治・8植松隆作・104大越直温・112田村善雄・113草刈米次郎の六人、十四年に10横谷良太郎・105河野祐利の二人の免職が確認でき、10横谷は十四年五月十一日で確認できる最も遅い例である。2新井と3榎本は、明治十三年六月八日に「改租事務整頓ニ付解職候事」として、解職となつた。³⁵また、94加藤志津右衛門は、六月二十八日に租税課四分掌兼二分掌補助、108山北健三は十四年四月二十二日に地理掛補助へ異動となつてゐる。

傭出仕の採用は、秋山武隣が明治一二年九月三日に地租改正掛日給雇を申し付けられ、同年一二月に傭出仕となつた。横沢勝正は、群馬県地租改正掛傭出仕、内務省山林局日給雇を勤めた後、十三年十一月

傭出仕免職後の職	生年月日	主な前職	履歴掲載行政文書 No
	文政12.12.	石川県十三等出仕	明931-328
	天保8.正.15	第十三区戸長、地租改正調査代	明3710-262
	天保10.6.3		明902-026、明931-035、明3710-225
	文政10.10.4	小菅県少属、千葉県権少属	明931-367
	嘉永元.11.27	福島県十四等出仕	明931-075
	天保7.4.13	司法省等外二等出仕	明930-166
	天保12.正.3		明992-86、明1935-004、明907-162
北足立新座郡書記	安政4.5.14	熊谷県傭出仕	明931-323、明992-003、明1935-129、明3710-057
	天保7.7.3	熊谷県雇出仕	明931-306
	安政6.12.3	熊谷県地租改正掛当分雇	明907-402、明992-005、明1935-109
	天保5.正.23	葛飾県出仕、小田原傭出仕	明930-307
比企横見郡書記	天保12.3.4	京都府権少属、福岡県少属	明907-206、明931-048
入間高麗郡書記	弘化2.7.		明931-339
第三課七等属	文政11.2.18	陸軍会計軍吏補	明3710-176
第三課八等属			
租税課六等属	弘化元.5.6	香川県十一等出仕	明931-297
蕨宿戸長	嘉永5.12.27	第23区区長、蕨宿戸長	明983-1、931-88
	天保4.5.15	第10区副区長、地租改正調査代	明931-127
	安政元.11.28	第十七区戸長、地租改正調査代	明902-131、明907-386
	嘉永元.正.28	水沢県十五等出仕、磐井県十二等	明931-223
第三課九等属	弘化4.6.1	知県事山田一太夫下吏、豊岡県権少属	明907-410
	嘉永3.4.25	石川県十一等出仕	明931-253
第三課九等属	弘化2.12.22	度会県十四等出仕	
			明931-213
第三課四分掌傭出仕	天保5.11.	豊岡県十三等出仕	明931-348、明3710-102
第三課傭出仕	天保4.12.	熊谷県地租改正掛傭出仕	明930-168、1933-106
南埼玉郡書記、大里幡羅棗沢男衾郡長	天保8.正.27	島根県中属	明931-296
	弘化3.8.28	豊岡県十一等出仕	明931-280
		豊岡県十三等出仕	
租税課八等属	天保5.10.12	和歌山县権大属	明931-91
	安政元.7.1	新川県等外一等	明931-66
	安政2.5.5	埼玉県少掌教	明931-176
		第24区安行村外5か村戸長	
第六課傭出仕	安政元.4.4		明931-218
第三課八等属	天保14.2.20	地理寮十等出仕	明3710-83
第三課八等属	弘化2.7.15		明917-116
第三課九等属	嘉永2.12.4	群馬県十五等出仕、豊岡県十二等出仕	明3710-10
	嘉永4.8.15	少掌教	明904-12、明930-54、明1935-103、明3710-6
第三課七等属			
第三課傭出仕			明931-324
	弘化4.10.	熊谷県地租改正掛	明931-271、明1983-52
熊谷支庁傭出仕	安政5.12.12	熊谷県租税雇	明931-308、明992-051、明1933-091、明3710-99
		岩鼻県史生、若松県地租改正掛傭	明931-236
		堀江県大参事	明931-320
	嘉永4.11.4	地租改正掛雇	明931-378
	弘化2.元.3	埼玉県学校五級訓導	明931-287
	弘化2.12.		明931-156
六等警部	文政10.7.17	司法三級判事補、岩槻藩権大属	明905-78、明3710-217
八等警部	天保14.3.11	福岡藩參政府副參計、磐井県十一等	明930-24、明1935-049、明907-269

【表9】地租改正掛傭出仕一覧

埼玉県における地租改正事業の実施態勢（兼子）

No	氏名	本籍・族	明治10年					明治11年					明治12年		就任年月日	免職年月日
			2月	5月①	5月②	7月	10月	12月	1月	4月	7月	8月	1月	5月		
1	野村元務	東京 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.8.25	
2	新井荻右衛門	埼玉 平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.10.26	明治13.6.8
3	榎本基治	埼玉 平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.10.27	明治13.6.8
4	松下親一	東京 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.9.28	明治12.5.17
5	折原信忠	東京 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.11.4	
6	山田為安	埼玉 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.12.19	
7	池内中助	埼玉 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.8.14	
8	植松隆作	埼玉 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.9.1	明治13.4.1
9	長橋以之	埼玉 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.9.1	
10	横谷(楳崎)良太郎	埼玉 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.9.1	明治14.5.11
11	中川義成	東京 平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.8.15	
12	橋本隆宗	京都 平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.11.4	明治12.3.20
13	山川岩雄	埼玉 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.9.1	
14	藤山重発	静岡 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.8.24	明治11.10.9
15	長谷部政連	東京 平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.11.29	明治11.10.9
16	永井貞義	静岡 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.12.5	明治11.12.28
17	岡田正康	埼玉 平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.10.26	明治11.12.26
18	新井善兵衛(平)	埼玉 平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.10.26	明治11.9.30
19	吉田彦省	埼玉 平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.10.26	明治11.9.15
20	森純忠	東京 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.11.10	
21	多久正忠	東京 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.10.9	明治11.9.30
22	横山順孝	東京 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.10.13	明治11.9.30
23	伊庭秀興	静岡 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.11.6	明治11.9.30
24	篠原善蔵	三重 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.11.29	明治11.10.26
25	山下信忠	静岡 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.11.20	明治11.11.19
26	松沢利義	埼玉 平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.9.1	明治11.6.8
27	長沢為恭	東京 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.11.7	明治11..
28	田口実	静岡 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.10.18	明治11..
29	都筑原	長野 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.9.28	明治11..
30	尾崎一成	東京 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.12.26	明治11..
31	富田信貞	東京 平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.8.18	明治11..
32	斎藤慶積	福島 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.8.12	明治11..
33	宇田川孫藏	埼玉 平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.10.29	明治11.2.15
34	柿沼直方	東京 平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治11..	
35	林政房	長野 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.12.18	明治11.1.18
36	沢田正信	千葉 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治11..	
37	平岡鷹	静岡 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.8.22	明治11.5.4
38	水谷輝造	埼玉 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.9.1	明治11.2.18
39	松本敏郎	群馬 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.9.1	明治11.2.25
40	桑田良尚	東京 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.12.23	明治10.12.28
41	増井保久	静岡 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.9.27	明治10.12.27
42	土田義和	静岡 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.10.30	明治10.12.28
43	稻垣広成	静岡 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治10.1.11	
44	土屋彥三	埼玉 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.9.1	明治10.12.28
45	野村詢三	埼玉 平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.10.16	明治10.10.22
46	中村俊用	静岡 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治10.1.11	明治10..
47	黒瀬良喬	静岡 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治10.1.11	明治10..
48	内田三吉	群馬 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.8.22	明治10..
49	田沢重行	埼玉 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.9.1	明治10.10.7
50	永井(栗山)久橘	静岡 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.9.1	明治10.8.6
51	鈴木直方	東京 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.12.24	明治10..
52	内田寿礼	東京 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.10.30	明治10..
53	船戸吉三郎	埼玉 平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治10.1.8	明治10..
54	土屋武治	埼玉 平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.8.14	明治10..
55	江草兔毛	埼玉 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.9.1	明治10..
56	児玉親広	埼玉 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治10.1.12	明治10.6.26
57	岡田稔	福岡 士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9.11.20	明治10.5.23

傭出仕免職後の職	生年月日	主な前職	履歴掲載行政文書 No
第六課傭出仕	嘉永2.11.30	三重県地租改正御用掛	明930-97、明1933-107、明3710-161
	文政6.9.	熊谷県地租改正掛雇	明931-45
第六課傭出仕	安政4.7.12	熊谷県第三課傭出仕	明931-61
第四課傭出仕	嘉永元.2.15	鉱山寮坑税雇	明931-284
	安政6.5.13	新川県等外四等	明931-36
第三課傭出仕	天保13.6.15	浜松県等外一等出仕	明902-149、明930-152、明907-436
第三課傭出仕			
第三課傭出仕	嘉永5.12.20	工部省傭	明901-125、明931-185、明3710-306
土木課十等属	天保12.1.8	民部省、工部省、新川県権少属	明907-134、明930-154
鹿児島県八等属	天保6.11.17	東京府十一等出仕	明905-6、明907-154
	安政2.5.5	筑摩県師範学校卒	明931-33
第三課傭出仕			明931-189
第二課傭出仕			
八等属		第14区長、司法省等外二等出仕	明907-322
第一課傭出仕	天保12.11.2	工部省十四等出仕	明3710-23 明1933-96、明3710-87
第三課十等属	嘉永4.12.3	山口県九等属	明907-385、明930-12
第三課傭出仕	文政6.7.12		明931-50
	文政8.2.20	山形県十三等出仕	明931-349
第三課傭出仕			
入間郡書記			
	嘉永2.2.12	第19区柏座村外7か村戸長、地租改正御用掛	明904-6、明907-347
	天保11.11.	愛知県八等属	明3710-234
租税課等外一等		第17区笠原村副戸長、司法省等外二等出仕 第19区長	
大里幡羅榛沢男衾郡書記			
		品川県権大属、茨城県傭	明931-282
租税課九等属	天保11.2.9	千葉県傭出仕	明907-411
	天保13.9.3	内務省会計局傭	明931-93
	天保14.3.15	千葉県長柄上埴生郡書記	明907-323
秩父郡書記			
	嘉永3.正.4	茨城県地租改正御用掛	明931-338
	天保10.6.30	日給雇、熊谷県傭	明930-16、905-61
大里郡傭	天保9.9..13	日給雇	明3710-118
比企横見郡書記	天保10.8.23	等外4等出仕、熊谷県傭出仕	明907-432、明931-262・279、992-25、1935-82
租税課等外一等出仕	万延元.6.	日給雇	1933-96、明3710-87

No	氏名	本籍・族	明治10年					明治11年					明治12年			就任年月日	免職年月日
			2月	5月①	5月②	7月	10月	12月	1月	4月	7月	8月	1月	5月			
58	松井寛	三重士	○	○	○											明治9.11.29	明治10.5.24
59	羽田勤務	埼玉士	○	○	○											明治9.9.1	明治10.
60	鳥羽聖敬	静岡士	○	○	○											明治9.9.1	明治10.5.23
61	吉田為行	東京平	○	○												明治9.8.22	明治10.
62	加藤政武	埼玉士	○														明治10.
63	加藤政義	長野士	○													明治9.11.7	明治10.
64	鶴見愛孝	岐阜士	○												○	明治9.12.5	明治10.3.
65	茂呂田房正	群馬平	○														明治10.
66	岩間元次郎	東京士		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		明治10.3.29	明治11.10.9
67	福岡政徳	東京平		○	○	○	○	○	○	○							明治11..
68	竹内広脣	静岡士		○	○	○	○	○								明治10.2.20	明治10.10.14
69	内藤寛輔	山口		○	○	○	○										明治10.
70	川島卓平	埼玉		○													明治10.
71	野村勘助	山口	○													明治10.3.1	明治10.
72	竹内光寧	東京士		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				明治10.
73	松尾義亮	山口士		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		明治10.3.29	明治12..
74	北川健一	東京士		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			明治10.5.28	明治12.4.22
75	池田忠光	静岡平		○	○											明治10.6.6	明治12.7.8
76	稻津昌行	鹿児島士		○												明治10.5.28	明治10.7.16
77	高沢礎右衛門	埼玉平		○													明治10.
78	飯尾義本	長野平			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		明治10.7.14	明治12..
79	三浦遊亀	東京士			○	○	○	○	○	○	○	○	○			明治10.7.14	
80	永田熊喜	東京平			○	○	○	○	○							明治10.7.14	明治11..
81	松本辰五郎	岡山平			○	○	○	○								明治10.7.14	明治11.2.28
82	川口春三	山口士			○	○										明治10.7.2	明治11..
83	加藤栄之助	埼玉・平			○	○										明治10.10.16	明治11.2.28
84	中村忠太	山口士			○											明治10.7.2	明治10.11.16
85	北村礼二	静岡士				○	○										明治11..
86	吉村松輔	山口士				○	○									明治10.11.19	明治11.3.12
87	原孟辰	山梨平							○	○	○					明治11.3.14	明治11.11.3
88	後藤信明	岐阜士							○								明治11..
89	山口直方	東京平							○							明治9.12.12	明治11..
90	諸隈宜義	長崎士								○							
91	田口孝昌	静岡士									○	○					
92	宮塚正義	東京士									○	○				明治12.4.29	
93	秋山光同	静岡士									○	○				明治11.10.10	明治12.12.24
94	加藤志津右衛門	埼玉平									○	○				明治11.10.7	明治12.6.28
95	阿部直貴	静岡士									○	○				明治11.12.21	明治13.5.10
96	篠原永明	東京士									○	○					
97	江原詮道	埼玉平									○	○				明治11.11.4	明治12.7.8
98	山崎代二郎	埼玉平									○	○				明治11.8.14	明治12..
99	庭井保済	東京士									○						明治12.3.18
100	山崎松籟	埼玉平										○					
101	武田春房	東京士										○					明治12.3..
102	上村井義孝	東京士										○					明治12.4.5
103	田中長孝	岐阜士										○					明治12.2.14
104	大越直温	東京平										○					明治12.4.7
105	河野祐利	東京士										○					明治12.4.29
106	村上正茂	東京平										○					明治12.7.19
107	国島孟治	福島士										○					明治12.4.1
108	山北健造	埼玉士										○					明治12.1.13
109	山中正之	埼玉士										○					明治13.4.13
110	加治五郎	埼玉士										○					
111	岩見重郎	埼玉士										○					
112	田村善雄	埼玉士										○					明治12.1.13
113	草刈米太郎	埼玉士										○					明治12.12.24
114	利根川良輔	埼玉平										○					
115	関根太郎兵衛	埼玉平										○					
計			65	67	66	65	63	58	50	42	36	35	25	34			

○は各年埼玉県職員録に掲載されている者。その他の項目は履歴、埼玉県庁日誌などより作成。

明治10年5月①は「埼玉県官員表」、②は「埼玉県職員録」。

【表10】地租改正掛日給雇一覧

No	氏名	本籍・族	就任年月日	免職年月日	雇免職後の職	生年月日	主な前職	履歴書・行政文書 No
1	山北健造	埼玉土	明治9.9.30	明治10.4.13	10.7.2再、12.1.13傭出仕(108)	天保10.6.30	忍藩権少属、熊谷県傭出仕	明930 - 16、明905 - 61
2	船戸吉三郎	埼玉平	明治9.9.	明治10.1.	地租改正掛傭出仕(53)	嘉永4.11.4	民部省会計掛史生、第24区副区長	明931 - 378
3	小久保清考	埼玉土	明治9.10.2	明治12.1.13	傭出仕、12.3.23北足立・新座郡書記	天保8.6.8	入間県傭出仕、熊谷県傭出仕	明370 - 219、明1935 - 178
4	鶴田基平	埼玉土	明治9.10.2	明治12.1.13	傭出仕、12.3.24大里郡書記	天保10.3.16	熊谷県傭出仕	明907 - 366、明905 - 38
5	山中正之	埼玉土	明治9.10.2	明治10.4.11	10.7.2再、12.1.13傭出仕(109)	天保9.9.13	熊谷県傭出仕	明3710 - 118、明2445 - 8
6	奥野忠順	静岡土	明治9.10.6	明治13.6.8	租税課地理掛日給雇、郡庸		下総国知事佐々布貞光下吏見習、千葉県一等出仕	明907 - 253
7	丸岡与	福島土	明治9.10.7	明治11.12.26	東京都地租改正科日給雇	嘉永3.1.29		明992 - 37
8	草刈米太郎	埼玉土	明治9.10.10	明治12.1.13	第三課一分掌庸出仕(113)	万延元.6.11		明3710 - 87、明1933 - 96
9	若林盛胤	埼玉土	明治9.10.16	明治10.4.13	南埼玉郡庸、書記	嘉永6.2.12		明907 - 308
10	鈴木信三	埼玉平	明治9.10.26	明治10.1.25	17.8.15取税課庸出仕	天保8.9.13		明901 - 162
11	秋元三千雄	埼玉土	明治9.10.28	明治10.4.13	千葉県地租改正掛日給雇	嘉永6.12.20	埼玉県長野学校助教	明930 - 114
12	人見時之丞	埼玉土	明治9.10.29	明治10.4.14	児玉賀美那賀郡書記		安政2.4.26 埼玉県加茂学校助教	明3710 - 371
13	小野文蔵	山口土	明治9.11.9	明治11.10.17	第六課簿記伝習生			明930 - 159
14	三浦遊喜	東京土	明治9.11.11	明治10.7.14	傭出仕(79)			明931 - 189
15	岩間元次郎	東京土	明治9.12.7	明治10.3.29	傭出仕(66)	安政6.5.13	新川県等外四等出仕	明931 - 36
16	斎藤利介	東京土	明治10.1.15	明治10.10.22	第六課簿記伝習生	安政3.10.	紙幣簽記載掛雇	明931 - 161
17	増山熊一	山口平	明治10.3.14	明治10.11.22	第三課傭出仕	嘉永6.7.21	山口県第20大区5小区地券掛	明930 - 156
18	堀口準太郎	埼玉平	明治1.1.14	明治12.4.5	北中葛飾郡傭	嘉永2.4.20	大戸学校四級訓導補	明1935 - 35
19	柿沼量徳	東京土	明治11.1.25	明治12.10.1	北足立・新座郡傭	天保6.9.5	東京府第2大区8・9・10・11区書記	明907 - 334
20	井上左太郎	愛知土	明治12.1.21	明治12.12.24	傭出仕	天保10.11.7	三重県地租改正掛雇	明931 - 34
21	秋山武蔵	東京土	明治12.9.3	明治12.12.24	傭出仕	弘化元.1.1		明931 - 137
22	渋谷秀三郎	宮城平	明治13.1.17	明治13.1.13	四等巡査	安政5.8.18		明370 - 350
23	林千八	熊本平	明治13.1.19	明治13.4.7	傭出仕、13.8.24十等属	安政6.3.17		明907 - 181

各人履歴書より作成。「雇免職後の職」欄の備出仕()は、表9掲載のNo。

に地租改正掛日給雇となり、翌十四年一月に中村次郎吉と地租改正調中傭となっている。河野祐利が明治十二年四月、地租改正顧問を務めた倉田春平が同年十一月、遠藤為憲が翌十三年九月に採用されるが、³⁸この二人と横沢は明治十四年四月二十六日に「地租改正事業整頓二付解職」となっている。

明治十四年一月十八日に租税課各掛事務章程が定められ、常務・地

理・地税・雜種税・土木課の五掛となり、地租改正掛の名はなくなつていて、同年一月十一日には租税課内の担当異動が大規模に行われている。同年一月十一日には租税課内の担当異動が大規模に行われている。

十四年一月二十六日、県は「地租改正ノ義ハ國之大事人民休戚之係ル處ニシテ一朝一夕ノ事業ニ無之候處、數年間夙夜精勤遂ニ奏功ニ至候、勤労不憊」をもつて、賞金を下賜している。宮内公美・遠山正俊

【表11】地租改正事業褒賞者一覧（明治11年）

No	氏名	職	褒賞金		No	氏名	職	褒賞金	
			6月21日	12月10日				6月21日	12月10日
1	宮内公美	一等属	22.800	50.000	45	横山順孝	傭出仕	4.960	
2	遠山正俊	四等属	20.000	30.000	46	田口実	傭出仕	5.840	
3	秋山久成	六等属	5.200		47	伊庭秀興	傭出仕	7.360	20.000
4	伊藤栄	六等属	16.800	25.000	48	篠原善蔵	傭出仕	6.080	
5	関根教正	七等属	13.833	25.000	49	山口直方	傭出仕	5.120	
6	小長谷直行	七等属（六等属）	14.167	25.000	50	折原信忠	傭出仕	4.880	15.000
7	野村詢三	七等属	8.000	20.000	51	矢都木隆方	傭出仕	5.333	10.000
8	丸山吉正	八等属	6.667		52	富田信貞	傭出仕	1.267	
9	島田章	八等属（七等属）	11.067	25.000	53	都筑原	傭出仕	5.800	
10	菅波貞	八等属	10.667	25.000	54	岩間元次郎	傭出仕	2.200	10.000
11	山田俊次郎	八等属（七等属）	12.133	25.000	55	池内中助	傭出仕	3.947	10.000
12	増井保久	八等属	11.867	20.000	56	飯尾義本	傭出仕	4.800	10.000
13	布施忠廉	九等属	6.600	20.000	57	山川岩雄	傭出仕	2.933	10.000
14	杉本保寿	九等属	3.900	15.000	58	松尾義亮	傭出仕	2.287	10.000
15	奥田定祇	九等属	9.600	20.000	59	松沢利義	傭出仕	2.553	10.000
16	荒木度三	九等属	8.400	20.000	60	植松隆作	傭出仕	2.607	10.000
17	増山忠道	九等属	7.200	20.000	61	長橋以之	傭出仕	2.253	10.000
18	土田義和	九等属	8.300	20.000	62	斎藤慶積	傭出仕	1.720	
19	杉田安吉	十等属	6.080		63	横谷良太郎	傭出仕	0.633	
20	吉田師澄	等外一等（十等属）	5.133	15.000	64	奥野忠順	傭出仕（日給）	4.980	10.000
21	中村武	等外一等	4.400	15.000	65	丸岡与	傭出仕（日給）	1.440	10.000
22	鈴木国太郎	等外二等（等外一等）	3.253	10.000	66	永井忠醇	傭出仕（日給）	1.680	
23	横谷友直	等外二等（等外一等）	4.053	10.000	67	小野文蔵	傭出仕（日給）	3.600	
24	加藤改作	等外二等	3.627	15.000	68	加藤新兵衛	傭出仕（日給）	4.860	10.000
25	菊田忍	等外三等	2.613		69	草刈米太郎	傭出仕（日給）	2.700	10.000
26	古和徳英	等外三等（等外二等）	3.453	10.000	70	畔柳亥三郎	傭出仕（日給）	2.220	10.000
27	岡野正之助	等外三等（等外二等）		10.000	71	長野維種	傭出仕（日給）	4.560	
28	田村善雄	等外四等	2.400		72	小久保清考	傭出仕（日給）	3.780	10.000
29	加藤留吉	等外四等	2.720	10.000	73	山北健造	傭出仕（日給）	4.260	10.000
30	長沢為恭	傭出仕	6.000		74	田中和平	傭出仕（日給）	4.920	10.000
31	尾崎一成	傭出仕	7.600		75	山中正之	傭出仕（日給）	4.200	10.000
32	中川義成	傭出仕	8.267	20.000	76	鴨田甚平	傭出仕（日給）	4.260	10.000
33	長谷部政連	傭出仕（八等属）	10.933	20.000	77	加治五郎	傭出仕（日給）	3.060	10.000
34	永井貞義	傭出仕	11.333	20.000	78	岩見重郎	傭出仕（日給）	3.900	10.000
35	野村元務	傭出仕	3.700	10.000	79	北村礼二	傭出仕	4.400	
36	岡田正康	傭出仕	5.200	15.000	80	加藤栄之助	傭出仕	2.100	
37	新井善平	傭出仕	5.300		81	藤山重発	傭出仕		20.000
38	新井荻右衛門	傭出仕	7.300	15.000	82	平野政信	元五等属	6.067	
39	吉田彦省	傭出仕	6.700		83	石川清	大蔵省八等属	11.067	
40	橋本隆宗	傭出仕	7.400	15.000	84	木村勝十	元十等属	4.800	
41	榎本基治	傭出仕	6.700	20.000	85	永田熊喜	元傭出仕、二等巡査	3.840	
42	森純忠	傭出仕	5.200	20.000	86	宇田川孫藏	元傭出仕	3.000	
43	松下親一	傭出仕	4.720	10.000	87	水谷輝造	元傭出仕	1.200	
44	多久正忠	傭出仕	6.480	15.000	88	松本敏郎	元傭出仕	1.400	

86名 59名

「埼玉県史料 褒賞」『埼玉県史料叢書一』より作成。資料の掲載順に掲載。職の欄の（ ）内は12月の職。

・山田俊太郎・荒木度三・土田義和・中村武の五人が確認できる。

明治十四年八月六日、県令白根多助は国から「地租改正事務勉励ノ功ヲ賞セラレ」白縮緬三匹を賜い⁽³⁹⁾、吉田静英は白縮緬一匹を賜つている。⁽⁴⁰⁾このことから、この時期を國も事業の終了とみなしている。

十五年五月二十二日、県は課長宮内以下租税課職員一六人に「明治十年ヨリ同十三年ニ至ル迄変換ノ地目反別及地価地租等取調ノ為課員十数名ヲシテ數ヶ月間勉励セシメ帳簿整頓」するをもつて慰労金を支給している。⁽⁴¹⁾明治一〇年から一三年までの地租改正調査の帳簿が整頓し、事業が完了したといえる。

國でも、十四年六月をもつて地租改正事務局は閉鎖され、七月四日残務は大藏省租税局に引き継がれ、地租改正残務掛が置かれた。山林原野については十五年七月に完了している。

おわりに

以上、埼玉県における地租改正事業の実施態勢についてみてきた。

地租改正事業の責任者である租税課長宮内公美が後年に述べているように、埼玉県の地租改正調は「官吏は仲裁するまでにて、すべて村吏老農に任せ」で「官吏へ向かつての苦情はなく」、「掛け官員雇人にて百五拾余人の進退をしながら、四方から出る争論の場所へ出張して説く方針で進められたといえる。市町村の役員を地租改正の担当者とし、県との間に地租改正大物代や顧問人などを任命し、さらに地租改正掛とし、管下の区長などを採用している。県では、第三課一分掌の地租改正掛が担当し、職員もかなり増員され対応しているが、掛儲出仕が大量に採用され事業に従事している。このほか、日給雇も

多數採用されていたことがわかつた。事業では、県担当者・儲出仕・日給雇、そして、地元町村から選ばれた地租改正顧問人・同大物代・同總代人の役割が大きく、事業終了の際には、県令から表彰されている。

これら儲出仕や日給雇の人たちは、地租改正事業が終了後、県の職員や郡の書記など採用され、明治政府の地方行政の末端を担うことになる。また、地租改正事業に関連した区長・戸長などは、その後郡長や町村長などとなつた者も少なくない。地租改正事業に携わったことが、その後の活動にどのように影響したのか、今後の課題としたい。

註

- (1) 有尾敬重『本邦地租の沿革』(御茶の水書房、一九七七)七八頁
- (2) 「地租改正事務局日誌」明治九年三月二日達
- (3) 福島正夫『地租改正の研究』(有斐閣、一九七四)四〇一~四〇七頁
- (4) 佐々木寛司『埼玉県地租改正の実施過程』(『埼玉県史研究』第七号、一九八二)
- (5) 吉本富男『埼玉県地租改正史おぼえがき』(『埼玉研究』創刊号、一九五七)、佐々木寛司『新編埼玉県史通史編5近代1』第一章第三節三(埼玉県、一九八八)、渡辺隆喜『府県制成立期の地域支配』(『埼玉県史研究』第二五号、一九九〇)、拙稿『埼玉県行政史第一巻』第一章第三節二(埼玉県、一九八九)等々がある。
- (6) 拙稿『埼玉県における壬申地券の発行過程』(『埼玉地方史』第五一号、二〇〇三年)
- (7) 明治二十四年九月二十六日に実施された「旧事諭問録」第七回で、「私

は埼玉郡平民の次男から出ましたが、手代になりまして」と述べている（岩波文庫『旧事諦問録（下）』六三頁）。

「県令集覽」の嘉永元年の代官石井勝之進手代、安政五年、文久元年の小林藤之助手代、文久三年には代官木村宗右衛門支配下「関東御取締出役」に、「宮内左右平」の名が見え、慶応二年にも「本所入江丁 宮内左右平」とある（村上直・荒川秀俊編『江戸幕府代官史料』吉川弘文館、一九七五）

（8）「大宮縣県治職員概記」（新編埼玉県史資料編19近代・現代1）には、「明治元年八月下吏申付候事 德川家元代官手代遠山徳太郎」とある。また、

明治元年十一月「遠山徳太郎履歴書」（埼玉県行政文書明九〇七一三二）によれば、文久二年二月に幕府代官佐々木道太郎の書役となり、同三年七月代官小笠原甫三郎の書役、元治元年九月手代を務め、同年九月代官佐々井半十郎の手代に替わり明治を迎える。明治元年八月知県事山田一太夫の下吏を仰せ付けられている。「県令集覽」（前掲『江戸幕府代官史料』）では、文久三年の代官小笠原甫三郎と、慶応二年の代官佐々井半十郎の項に「宮坂徳太郎」として名が見える。

（9）「浦和県官員録」（新編埼玉県史資料編19近代・現代1）に「租税方 遠山少属」とある。

（10）埼玉県立文書館収蔵・白根家文書四二〇。国司仙吉は旧萩藩士で、松下村塾で学び、維新後、明治四年十一月から木更津県権参事となり、参事の後、明治六年五月に秋田県権令となっている。

奉到来弥御清適御奉務可被大賀候、二ニ小生儀無恙汗職罷過候間、乍憚御降處可被下候、扱ハ貴県遠山権少属當県江採用いたし度、何卒御譲り被下間敷哉、内々及御示談候、若シ相叶ひ候義ニ有之候ハ、表向御掛合節可差出、何分之義乍御手數至急御答書被下度奉願候、右為御願早々

其内隨時為 朝野御加護専一奉拝候、頓首

四月四日 仙吉拝

歳闌も隨時御加護専一奉拝候、遠山義ハ矢張同等ニ相用ひ候積、為御承知申上置候也

白根老台坐下

（11）埼玉県行政文書明九〇一一一三〇「宮内公美履歴書」。同明九〇七一三五「遠山正俊履歴書」。

（12）岩波文庫『旧事諦問録（下）』一〇六頁

（13）小山博也『埼玉県政と知事の歴史的研究』（新興出版社、一九九六）

（14）埼玉県立文書館寄託・鈴木（庸）家文書七三九七「地租改正調査ニ付人民心得書写」

（15）『新編埼玉原史 資料編19近代・現代1』附録

（16）鈴木（庸）家文書九二一九。

（17）『埼玉県史料叢書7（上）入間・熊谷県史料三』三二三頁

（18）『埼玉県史料叢書7（下）入間・熊谷県史料四』二六七頁

（19）『同右』四三二頁

（20）埼玉県行政文書明一八五

（21）埼玉県乙第三六号達。取扱区割は以下の通りである。

粕壁宿（第一区）第九区・第二〇区・第二五区、行田町（第一〇区）第一七区）、本庁取扱（第一八区・第一九区・第二二区（第二四区）

（22）『埼玉県史料叢書3 埼玉県史料三』

（23）埼玉県行政文書 明三二七〇六。明治九年十二月十二日、地租改正御用掛免職辞令をうけた者は、以下のとおりである。

第一区上馬場村戸長浜野弥右衛門、第三区長佐藤義信、第七区長中村三元

- 治、第五区長齊藤誠次右衛門、第八区長池田鴨平、第十二区長川辺郷右衛門、第拾四区長松岡半六、第拾五区長福島耕助、第拾八区長倉田春平、第拾九区春日谷津村外戸長加藤志津右衛門、第九区所久喜村内田立輔免職の理由は、「御用掛ヲ以鑑定顧問ニ備、別段顧問鑑定之人員相撰候ニ不及見込之赴、昨八年七月仲同之通被命候處、第一区より第弐拾五区ニ至ル各区地租改正担当副区長及第一大区より第十一区ニ至ル各小区副区長江頼問兼鑑定人之心得ヲ以可相勸旨本年十一月中御達相成候ニ就テハ、御用掛之名義無用ニ属シ候間、一同御差許可相成哉」としている。
- (24) 鈴木(庸)家文書九五二七「地租改正職務掌中録」
其区内各村反別丈量清検之検査官員
- | | | |
|---------|-------|--------------|
| 改正局員 | 高山源造 | 十一月十二日ヨリ十四日迄 |
| 埼玉原等外二等 | 鈴木国太郎 | |
| 鳩ヶ谷ノ区長 | 宇田川孫藏 | 十一月十五日帰県 |
| 当分出仕 | 斎藤喜四郎 | 十二月五日六大区江廻ル |
- ×
- | | | |
|-------|-------------|---------|
| 埼玉県 | 布施権少属忠廉 | 十二月五日交代 |
| 村上賀治 | | |
| 佐立 吉見 | 十二月七日六大区江廻ル | |
- 主任
- | | |
|------|-----------|
| 増井保久 | 十二月五日夜来ル |
| 内田三吉 | 十二月十四日夜来ル |
| 土屋品吉 | 同断 |
| 瀬谷加市 | 十二月廿日より |
- 地租改正掛
- | | |
|----------------------|--|
| 奥野忠順 平井千隆 加藤新兵衛 朝田熊喜 | |
|----------------------|--|
- (25) 鈴木(庸)家文書九一九七「地租改正摘要書」。明治十年三月十五日の埼玉県地租改正掛達。
- (26) 鈴木(庸)家文書三二〇四「叢書」
『東松山市の歴史下巻』(東松山市、一九八六) 四〇頁。
- (27) 埼玉県行政文書 明二六九
- (28) 埼玉県行政文書 明二六九
- (29) 白根家文書一四五 宮内公美書簡
- (30) 同右一二八 恭輔書簡
- (31) 同右五一
- (32) 大蔵省編『府県地租改正紀要(全)』(御茶の水書房、一九七九) 二九九頁
- (33) 『埼玉新報』明治十一年十二月二十日号(開益社)
- (34) 埼玉県行政文書明九〇七一三五「遠山正俊履歴書」
- (35) 埼玉県行政文書明三七一〇一二六一
- (36) 埼玉県行政文書明三九一「府員進退録」
- (37) 『埼玉県史料叢書3 埼玉県史料三』(埼玉県、平成九年) 一八九頁
- (38) 同右二〇四頁
- (39) 埼玉県行政文書明九〇七一二「白根多助履歴書」
- (40) 埼玉県行政文書明九〇七十三「吉田清英履歴書」
- (41) 『埼玉県史料叢書1 埼玉県史料二』(埼玉県、平成六年) 五八一頁
- (42) 前掲(12)